


県土整備部

SAGA Prefectural Government

強くて、しなやかな、佐賀の未来へ ～安全・安心に暮らせる強靱な県土の整備推進～

財務省・国土交通省

提案事項

県民の安全・安心な暮らしを支え、災害に強い県土の実現のため、防災対策やインフラ老朽化対策を含む国土強靱化の対策を加速して進めるために必要な予算を確保すること。その際、資材価格等の高騰を踏まえて、必要な事業量が確保できるようにすること。

- ① 地域の飛躍や安全・安心な暮らしを支える道づくりの推進
- ② 治水対策の推進
- ③ 土砂災害防止対策の推進
- ④ 海岸保全対策の推進
- ⑤ 無電柱化の推進
- ⑥ インフラ老朽化対策等の推進

①地域の飛躍や安全・安心なくらしを支える道づくりの推進

提案事項

財務省・国土交通省

地域の飛躍や安全・安心なくらしを支える道路の整備に必要な予算を確保すること。

- ① 直轄道路における交通安全対策事業等の着実な推進
- ② 補助及び交付金事業による通学路などの歩道整備や地域活動を支える生活圏内道路の渋滞対策などの着実な推進

現状と課題

- 人口密度が高く、都市が点在する分散型県土を形成している当県では、人・モノの移動が自動車交通に大きく依存。くらしに身近な道路の整備が地域の飛躍や安全・安心なくらしのために不可欠。
- 人口10万人当たりの人身交通事故発生件数は、未だに全国ワーストレベル。
- 通学路の安全を一層確保するため、通学路合同点検や未就学児の移動経路の緊急点検における要対策箇所の重点的な整備が必要。
- 災害時に避難や物資輸送の確保が必要な道路上の法面の防災・減災対策が必要。

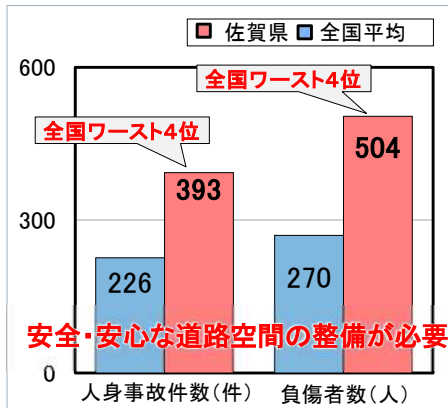
- ・ 安全・安心な道路空間の構築
- ・ 道路における災害を未然に防止（防災・減災、国土強靱化）

①地域の飛躍や安全・安心なくらしを支える道づくりの推進

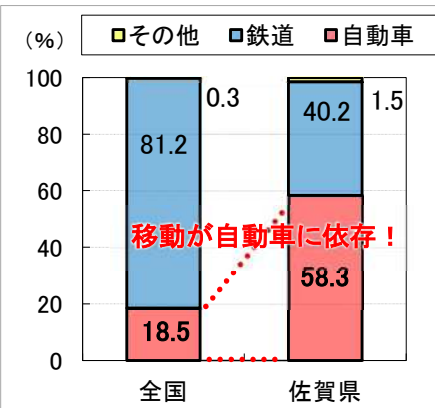
人身事故発生件数
「全国ワースト4位」
(人口10万人当たり)



<人口10万人当たりの交通事故状況>
(令和5年)



<旅客移動手段>
(令和2年)



【生活圏内道路の整備】

通勤、通学等で混雑する道路の機能や安全性の向上のための整備を推進



整備後(バイパス整備)
バイパス整備により現道の交通混雑を緩和
一般国道204号(唐房バイパス)

【防災・減災対策】

災害リスクに対する防災・減災対策を推進



整備前
整備後(法面对策)
落石防護柵による要対策箇所の災害の未然防止
富士三瀬線

【自歩道整備】

ユニバーサルデザインを考慮した道路の改良や歩道の整備等を推進

【通学路に対する安全対策】

通学路合同点検の結果に基づいた安全対策を推進



整備後(歩道整備)
歩道の拡幅等により、安全な歩行空間を確保
一般国道207号(鹿島市)

②治水対策の推進

財務省・国土交通省

提案事項

気候変動による近年の激甚化・頻発化する災害に対し、『流域治水』の更なる推進に必要な予算を確保すること。

- ・直轄河川事業のより一層の加速（筑後川、嘉瀬川、六角川、松浦川）
- ・個別補助事業及び防災・安全交付金による河川事業・下水道事業のより一層の加速

現状と課題

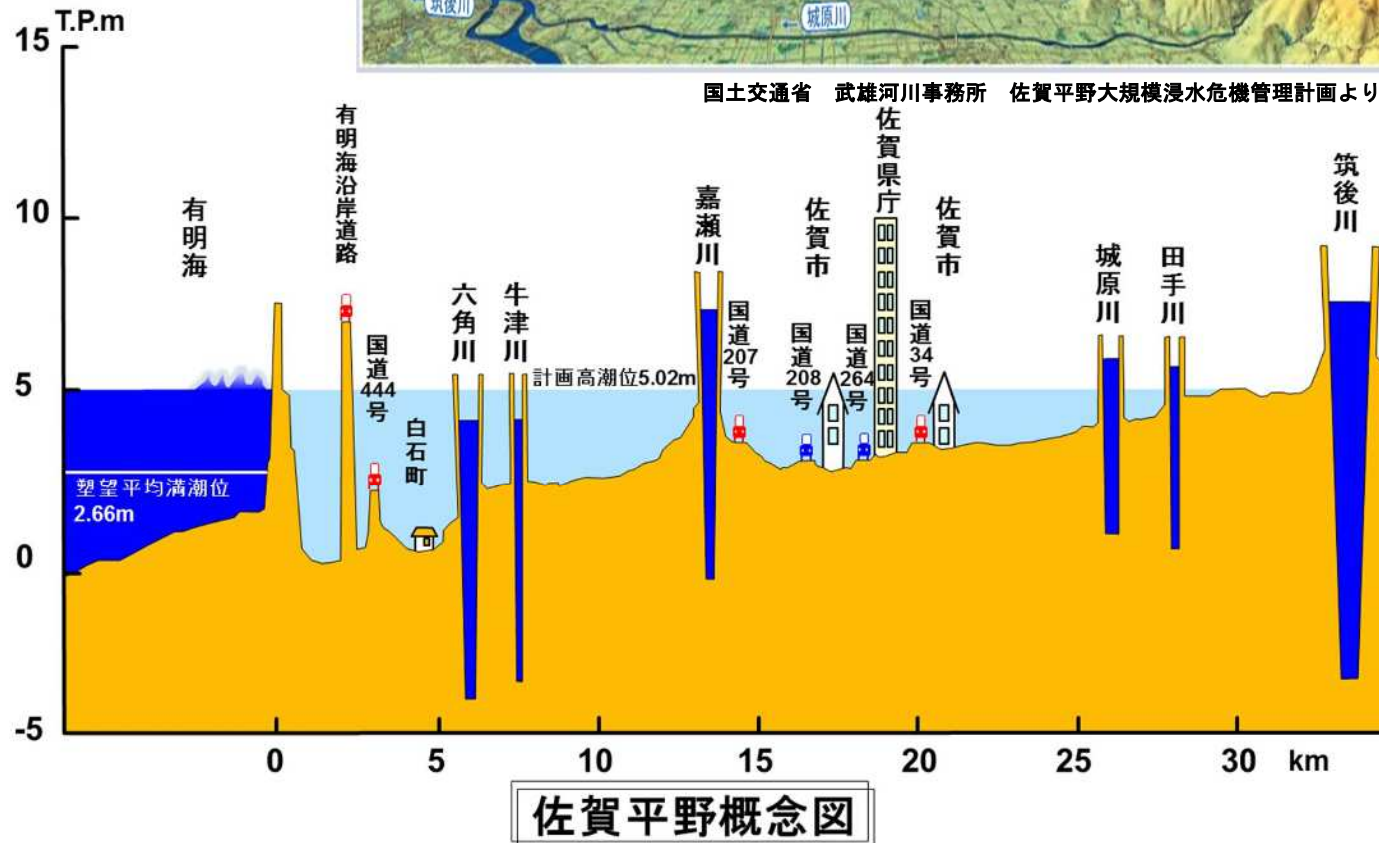
- 当県は自然排水が困難な低平地を多く抱えており、河川整備に多くの費用と年月が必要である。（整備率は未だ51.5%（令和5年度末時点））
- 県内では令和3年まで4年続けて大雨特別警報が発表され、記録的な豪雨が頻発。
- 未改修区間の外水氾濫や市町を跨ぐ内水氾濫で、甚大な被害が発生。
- 令和5年7月に、佐賀県の北部地域を中心に集中豪雨が発生し、河川氾濫による浸水被害や河川災害など多くの被害が発生。
- 当県では、流域治水の更なる推進に向け、市町への支援制度（調査費補助など）を令和3年度より実施中。

- ・ 安全で安心して暮らせる県土づくり
- ・ 企業立地の促進などに貢献

②治水対策の推進

当県は、有明海の潮汐の影響を大きく受ける自然排水困難な低平地をかかえる水害常襲地帯

近年の豪雨の出水状況
(県管理区間)



③土砂災害防止対策の推進

総務省・財務省・国土交通省

提案事項

気候変動による近年の激甚化・頻発化する災害に対し『流域治水』を推進し『事前防災対策』を加速させるため、土砂災害防止対策に必要な措置を講じること。

- ・個別補助事業等によるハード整備に必要な予算を確保すること。
- ・ソフト対策の推進のため、基礎調査に係る補助率の嵩上げや起債の充当を認めること。

現状と課題

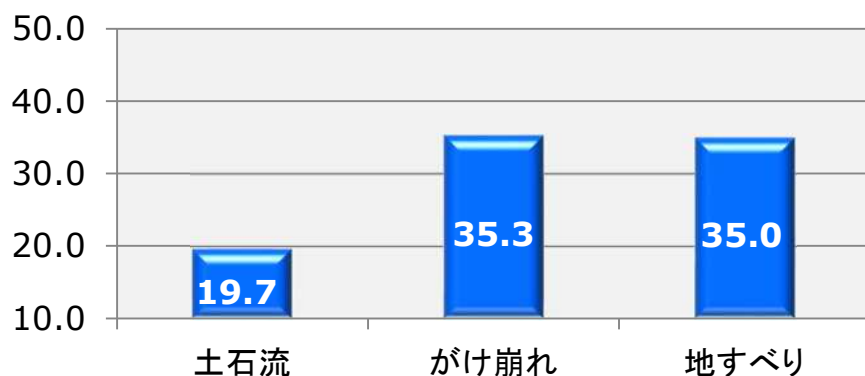
- 当県では、土砂災害危険箇所（9,534箇所）のうち、人家5戸以上等の要対策箇所（3,610箇所）の整備率は令和5年度末27.7%と低い状況。
- 県の土砂災害警戒区域（12,909箇所）のうち90%の箇所が住民の生命又は身体に危害が生じる土砂災害特別警戒区域（レッド区域）に指定されている。
- 近年、土砂災害発生件数は増加傾向にあり、令和5年7月九州北部豪雨でも記録的な大雨により県北部地域を中心に土砂災害が発生するなど、土砂災害発生件数が大幅に増加しており、早急に土砂災害防止施設の整備が必要。
- ハード整備と併せて、更にソフト対策を推進していくためには、基礎調査を加速する必要があることから、補助率の嵩上げなど地方負担の軽減が必要。

安全で安心して暮らせる県土づくり

③土砂災害防止対策の推進

- 県内の土砂災害危険箇所(土石流、がけ崩れ、地すべり)の整備率は27.7%
- 令和5年7月九州北部豪雨では、県内の山間部で土砂災害が多発し、近年増加傾向！

(%) 佐賀県の土砂災害防止施設の整備率 (R5年度末)



(箇所) 佐賀県の土砂災害の発生件数



- 令和5年7月九州北部豪雨の主な土砂災害



④ 海岸保全対策の推進

財務省・国土交通省

提案事項

気候変動による近年の激甚化・頻発化する災害に対し『流域治水』を推進し、海岸保全施設の予防保全型の維持管理（整備・更新）を着実に推進するために必要な「海岸メンテナンス事業」の予算を確保すること。

- ・長寿命化計画に基づく排水機場や水門、海岸堤防などの将来にわたる機能の維持

現状と課題

- 当県では、これまで最大6mに及ぶ有明海の干満の影響を受ける佐賀・白石平野等で高潮や津波等の被害を受けてきたことから、昭和35年より海岸堤防の整備を実施、令和4年に整備が完了。
- 当県が管理する排水機場、水門や海岸堤防などの重要な海岸保全施設は、建設後30年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいるため、海岸メンテナンス事業の予算の配分が必要。

安全で安心して暮らせる県土づくり

④ 海岸保全対策の推進

当県の低平地は、有明海の潮汐とあわせて高潮や津波等の影響を大きく受ける
自然排水が困難な水害常襲地帯



国土交通省 武雄河川事務所 佐賀平野大規模浸水危機管理計画より

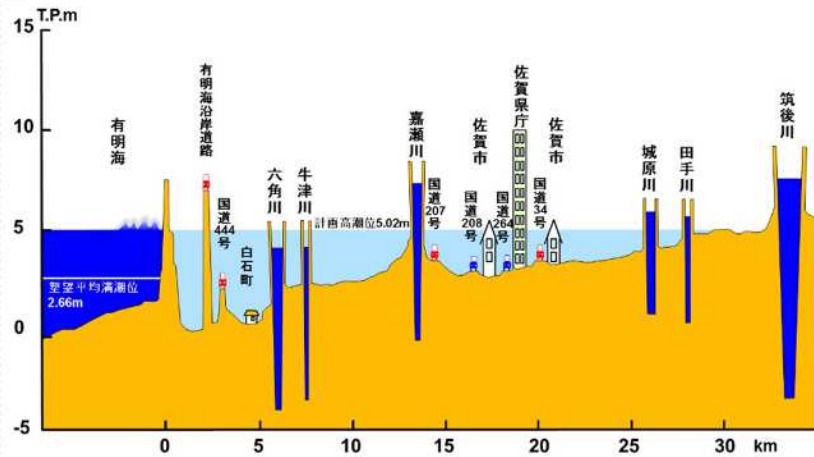
過去の高潮による被害と整備状況



▲平成17年9月台風14号（太良海岸）



海岸堤防整備後（太良海岸）



佐賀平野概念図

海岸保全施設の老朽化状況



ポンプ内部の腐食状況



護岸（飛沫水路）の破損状況

⑤無電柱化の推進

財務省・国土交通省

提案事項

- (1) 無電柱化事業の着実な整備推進のために必要な予算を確保すること。
- (2) 更なるコスト縮減の推進等により、電線管理者が無電柱化に取り組みやすい環境整備を促進すること。

現状と課題

- これまで無電柱化推進計画に基づいた整備や、新設電柱の制限などで無電柱化に取り組んでいる。当県には、他にも歴史情緒ある街並みを有する地域などが多数あり、美しい景観づくりや地域特性を活かしたまちづくりを進める必要がある。
- 地方公共団体及び電線管理者の整備費用などが負担となっていることから、コスト縮減を推進する必要がある。

良好な景観・住環境の形成や安全で快適な歩行空間の確保、道路の防災性の向上など、安全で地域特性を活かしたまちづくりの推進

無電柱化の推進による安全で地域特性を活かしたまちづくり

整備前



唐津くちの曳山行事／大手口佐志線
(ユネスコ無形文化遺産・重要無形民俗文化財)



小城駅千葉公園線
(小城駅前)



市道三溝線
(SAGAサンライズパークへのアクセス)

整備後



安全で快適な歩行空間の確保・道路の防災性の向上、
良好な景観形成など、安全で地域特性を活かしたまちづくりの推進

⑥ インフラ老朽化対策等の推進

財務省・国土交通省

提案事項

- (1) 「持続可能なインフラメンテナンスの実現」に向けて、予防保全型の維持管理・更新を計画的かつ持続的に行うため、必要な予算を確保すること。
- (2) インフラ老朽化対策と併せて実施する耐震化の推進に必要な予算を確保すること。

現状と課題

- 当県の社会資本の多くは高度経済成長期に造られ、施設の老朽化や機能の低下により、更新費用の増大や集中的な財政負担が必要。
- 老朽化対策のコストの最小化、平準化を図るため、橋梁や排水機場等の公共土木施設及び公営住宅において長寿命化計画を策定し、維持管理・更新を行っている。
- また、災害時に避難や物資輸送の確保が必要な道路の橋梁（15m以上）や、県民生活に直結する上下水道の重要施設に対して、耐震化を進めていくことが必要。
- 今後、予防保全型インフラメンテナンスへの本格転換に向けた老朽化対策を加速させ、社会資本の耐震化の推進するためには予算の確保が必要。

安全で安心して暮らせる県土づくり

⑥ インフラ老朽化対策等の推進

インフラ老朽化の現状

○ 橋 梁

橋梁の老朽化



上部工の損傷
(腐食)



下部工の損傷
(腐食)

○ 排水機場

ポンプ内部の老朽化



プロペラの腐食

○ 公共下水道

污水管渠の腐食



鉄筋の露出・腐食

- 橋梁 : 長寿命化修繕計画に基づく要対策箇所419橋のうち、約半数が未対策
橋齢50年を超える橋梁数は加速的に増加
- 排水機場・水門、ダム : 地形的特徴から排水機場や水門が多く、ダムとともに施設の老朽化が進行
 - ✓ 排水機場数は全国1位の52施設のうち、31施設が建設後30年以上経過
 - ✓ 県管理13ダムのうち、11ダムが建設後20年以上経過
- 海岸保全施設 : 当県が管理する排水機場、水門や海岸堤防などの重要な海岸保全施設は、建設後30年以上経過
- 砂防関係施設 : 県が管理する砂防関係施設は計1,105箇所うち、1,047箇所が建設後20年以上経過
- 港湾施設 : 主要な港湾施設（防波堤、係留施設、橋梁）129施設のうち、101施設が建設後30年以上経過
- 水道施設 : 建設後40年を経過した上水道の管路延長は約1,097km
- 下水道施設 : 建設後30年を経過した公共下水道の管路延長は約553km

ダムの老朽化対策に向けた制度の拡充

財務省・国土交通省

提案事項

- 県営ダムの老朽化対策における国庫補助制度の拡充を行うこと。
- ・ダムメンテナンス事業（堰堤改良）について国庫補助率を引き上げること。
- ・多目的ダムの改良事業に伴う水道事業者負担に対する国庫補助制度を創設すること。

現状と課題

- 当県は多くの県営ダム（13ダム）を有しており、令和元年佐賀豪雨及び令和3年8月豪雨等においても効果を発揮してきたが、建設後、相当年数が経過しており、予防保全による計画的な設備改良が必要。
- ダムメンテナンス事業（堰堤改良）については、治水上重要な施設にもかかわらず、事業規模等によって他の河川管理施設（排水機場等）に比べ補助率が低く、設備改良の進捗を図るうえで課題。
【堰堤改良事業40%、他の河川管理施設50%】
- 多目的ダムの改良事業に伴う負担金については、治水目的や農業用水目的には国庫補助制度がある一方で、水道目的に対する国庫補助制度はない。
- 水道事業者においては、水道施設の更新や耐震化等に費用を要している中、ダムの改良事業に伴う更なる負担増が懸念される。

ダムの適切な設備改良による県民の安全で安心して暮らせる県土づくり

ダムの老朽化対策に向けた制度の拡充

堰堤改良事業（事業費内訳）

公共事業費	
国補助	40%
県負担	60%
利水者負担金	
国補助	0%
利水者	100%



公共事業費	
国補助	50%※
県負担	50%
利水者負担金	
補助制度の創設	

※河川・砂防・海岸メンテナンス事業は 国庫補助率50%

- 国庫補助率の引き上げ
- 利水者負担金（水道事業者）の負担軽減



有田ダム



コンクリート剥落

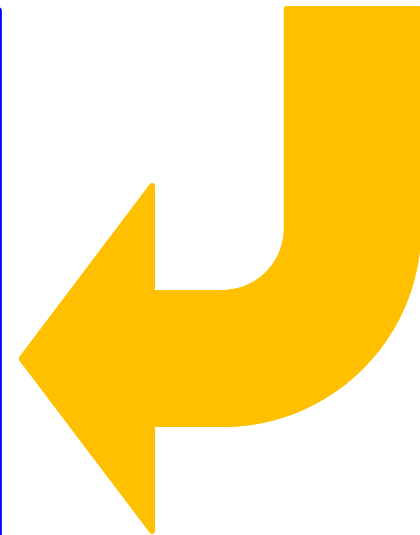


非常用洪水吐管理橋梁



支承部の劣化

ダムの機能回復や向上



ダムの老朽化対策に向けた制度の拡充

佐賀県内の県営ダム一覧

目的	ダム名称	完了年度	水道事業者負担率
多目的ダム	有田ダム	S36	有田町:5.05%
	竜門ダム	S50	有田町:2.93% 伊万里市:37.87%
	伊岐佐ダム	S54	唐津市:3.1%
	平木場ダム	S58	唐津市:11.6%
	本部ダム	S63	佐賀西部広域水道企業団:49.3%
	矢筈ダム	H5	佐賀西部広域水道企業団:17.7%
	狩立・日ノ峯ダム	H13	佐賀西部広域水道企業団:5.6%
	都川内ダム	H14	—
	中木庭ダム	H19	鹿島市:8.7%
	井手口川ダム	H24	伊万里市:9.6%
治水ダム	岩屋川内ダム	S48	—
	深浦ダム	H元	—
	横竹ダム	H13	—



出典：佐賀県のダム（佐賀県ホームページ）

都市基盤（市街地の形成）の整備推進

財務省・国土交通省

提案事項

豊かで活力ある地域づくりや人中心のまちづくりのため、佐賀駅周辺などの居心地が良く歩きたくなるまちづくりに資する街路整備、都市再生整備等に必要予算を確保すること。

現状と課題

- 個性ある多様な地域の形成や、人々が快適に生活できる環境の形成のためには、防災、良好な景観形成等を踏まえた街路の整備や都市再生整備、無電柱化の推進が不可欠。
- そこに暮らす人も訪れる人をも惹きつけるまちへと再生するため、地域特性を活かし、地域が持つ潜在価値を磨き上げるまちづくりに取り組む必要がある。

- ・ まちなかに人々が溢れ、集い、憩う空間の創出
- ・ こどもや子育て世帯、高齢者・障害者等に配慮した安全・安心な都市空間の創出や都市交通の円滑化
- ・ 地域特性を活かした、人中心の歩きたくなるまちの再生

都市基盤（市街地の形成）の整備推進

居心地が良く歩きたくなるまちづくり

SAGAサンライズパーク



SAGA PLAZA



佐賀市文化会館
国立病院機構 佐賀病院

R5年3月ほこみち指定

文化会館西側広場



歩く仕掛け 無電柱化



市道三溝線

佐賀駅前広場(サンライズ口) 令和3年完成

佐賀玉屋(百貨店)再生 令和8年12月開業予定



佐賀城公園

佐賀駅前交流広場(佐賀城口) 令和4年完成



R5年3月ほこみち指定

歩行空間の創出 イメージ



佐賀駅下古賀線

佐賀市佐賀駅周辺北地区「まちなかウォーカーブル」推進事業（県・市）

都市交通の円滑化、ゆとりある
良好な都市環境の創出を図る
(街路事業・無電柱化推進計画事業)

(整備前)



(同一路線整備後)



大学、短大、高校、小学校、
各種病院等が集中する路線
「城内線（4工区）」無電柱化推進計画事業

都市公園の整備推進

財務省・国土交通省

提案事項

歴史的な地域資源を有する吉野ヶ里歴史公園や佐賀城公園、多様なレクリエーションが楽しめる森林公園など、オープンスペースを活用し、こどもや子育て世帯をはじめ、誰もが安全で安心して快適に利用できる都市公園の整備に必要な予算を確保すること。

現状と課題

- コロナ時代の生活様式の変化により、オープンスペースである公園の価値が再認識される中、歴史的な地域資源の活用や多くのレクリエーション需要に対応した都市公園施設の整備が必要である。

快適なオープンスペースや地域の魅力を活かし、交流・観光を促進

都市公園の整備推進

(オープンスペース、公園施設の更なる活用)

SAGA ART PATH

(博物館・美術館南側エリアをリニューアル)



佐賀城公園

佐賀県ならではの文化芸術振興を育む
イベントの開催



佐賀城公園(佐賀さいこうフェス)

オープン・エアの魅力を活かした活用
(官民連携) <Park-PFI>



吉野ヶ里歴史公園

ICTの活用

ナゾホルよしのがり 特別史跡 吉野ヶ里遺跡の発掘調査

MENU



吉野ヶ里歴史公園

筑後川水系ダム群連携事業の推進

財務省・国土交通省

提案事項

筑後川水系ダム群連携事業(水資源機構事業)に予算を確保し、一層事業を推進すること。

現状と課題

- 令和5年度 建設事業新規採択
- 筑後川では、都市用水が優先的に確保されてきたため、夏場の河川環境の保全や既得取水の安定を図るために必要な水(不特定用水)の確保が遅れている。
- このため、農業用水の取水が集中する“かんがい期”に降雨が少ない場合は、概ね3年に1回程度の割合で取水制限などの渇水調整が実施されている。

令和元年6月26日～7月25日渇水調整(ダム統合運用)
令和5年12月19日～令和6年4月24日渇水調整(ダム統合運用)
令和6年2月17日～令和6年4月24日 取水制限(3%)



ポリタンクで給水。稲は枯死寸前



稲の一部が枯死

「不特定用水」
を確保するための
施設整備が
急務

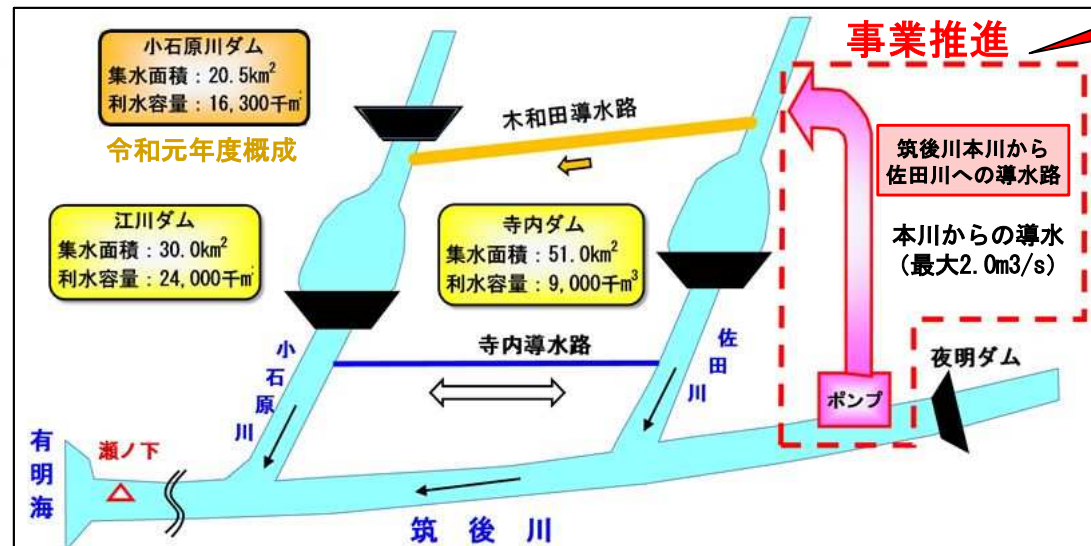


小石原川ダム(令和元年度概成)

河川環境の保全や農業などの産業活動の源となる良質な水を安定的に供給

筑後川水系ダム群連携事業の推進

事業概要図



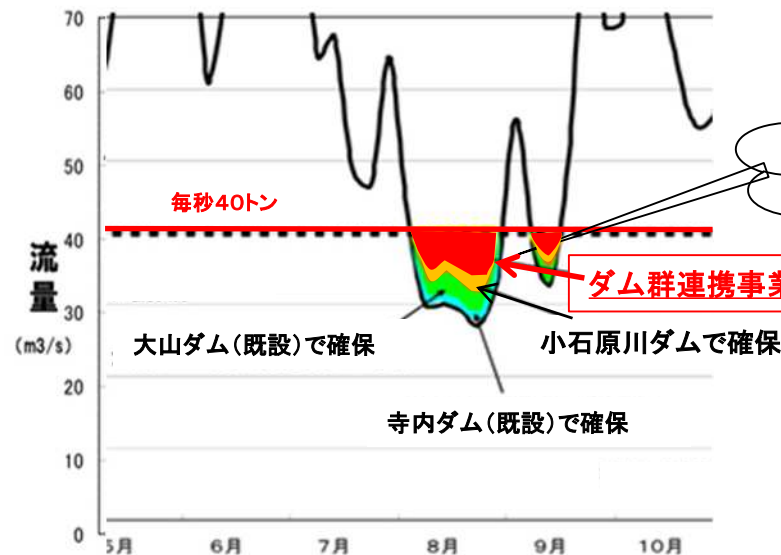
筑後川ダム群連携事業

- 令和5年度
筑後川水系ダム群連事業の『建設事業』の新規採択
- 既設の江川ダム、寺内ダムの空き容量を利用し筑後川本川の豊富な水を筑後川本川から導水し、不特定用水を確保する。
- 小石原川ダムを含め3ダムでの連携により、効率的な水運用を図る。

筑後川の水は有明海の漁業も下支え



筑後川瀬ノ下地点流量(流況再現模式図)



建築物の安全性の確保

財務省・国土交通省

提案事項

- (1) 建築物の耐震化に必要な予算を確保すること。
- (2) 建築物の耐震改修にかかる補助制度の拡充等を行うこと。
- (3) 住宅の耐震改修にかかる補助対象の拡充等を行うこと。

現状と課題

- 耐震改修促進法及び耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化を図っているが、街なかにおいては、安易に解体のみが先行することによる空洞化や駐車場化が進むことを危惧しており、まちの賑わいに資するような建替え（改築）事業に誘導するための継続的な支援が必要。
- 沿道建築物等の建替えや耐震改修を円滑に実施するため、所有者や入居者への営業補償や移転費（移転先の改修費を含む）の支援が必要。
- 耐震性の低い住宅の所有者の多くは高齢化等の理由により耐震化が進んでいないことが能登半島地震でも確認された。所有者の負担軽減のため、耐震シェルターや耐震ベッド等の低コストな手法でも補助対象となる等の対応が必要。

地震発生時の建築物や住まいの安全安心の確保

地籍調査費の予算確保

財務省・国土交通省

提案事項

地籍調査の推進に係る必要な予算（地籍調査費負担金）を確保すること。

現状と課題

- 当県の地籍調査は全国一位の進捗率だが、権利関係が複雑な中心市街地や森林荒廃が進む山村部の調査が残っている。
- 佐賀市の中心市街地において所有者が不明のため開発や取引等、土地の流動化を妨げている事例が多数存在。
- 所有者不明土地の発生抑制のため、早期の調査完了が必要。

筆界未定となっている土地の現状



佐賀市の中心市街地

土地取引の円滑化や土地資産の保全
地籍調査情報を基にした公共事業や民間開発事業の円滑化

所有者不明土地等の発生抑制・解消等

財務省・国土交通省

提案事項

- (1) 所有者不明土地や低未利用地の解消に向けた対策については、国庫補助率のかさ上げや譲渡所得控除額の増額等、土地の有効活用を促進させるための対応を進めること。
- (2) 令和5年4月27日から始まった相続土地国庫帰属制度や令和6年4月1日に施行された相続登記の義務化など所有者不明土地を解消するための取組み、税制上の制度見直しについて、周知・啓発を一層進めること。

現状と課題

- 今後、全国的に世帯数が減少に転じることで、危険空き家を含んだ所有者不明土地等の問題は、ますます顕在化してくる。
- 所有者不明土地等の発生は、市街地でのスプロール化（空洞化）の進行、農林地での耕作放棄地増加等、様々な課題を生じさせる。
- 所有者不明土地等の発生抑制・解消に向けては法整備等の対策を進められているが、今後一層の対応策を講じる必要がある。

管理不全・不動産問題のない活力あるまちづくり・地域づくりの推進

下水道施設の整備促進及び改築・更新

財務省・国土交通省

提案事項

- (1) 未普及解消、下水道施設（污水）の改築・更新
 - ・下水道施設整備に必要な予算を確保するとともに、普及が遅れている地方に重点的に配分すること。
 - ・今後急激に増加が見込まれる下水道老朽化施設の改築・更新を計画的かつ効率的に行うために財政支援制度を維持し、必要な予算を確保すること。
- (2) 都市浸水対策
 - ・都市における浸水対策を促進するため、必要な予算を確保すること。

現状と課題

- (1) 未普及対策、下水道施設の改築・更新
 - 当県の汚水処理人口普及率（87.0％）は、全国平均（92.9％）に比べて低く整備が遅れている。このため公共下水道の更なる整備促進が必要。
 - 当県の下水道施設は、管路施設は約3,500km（R5.3）、処理場施設は28箇所であり、今後は施設の老朽化が進行し、改築・更新費用の増大が見込まれる。下水道施設の適切な維持管理のため、ストックマネジメント計画に基づいて計画的な点検、調査、改築・更新が必要。
- (2) 都市浸水対策
 - 当県の都市浸水対策達成率（49％）は、全国平均（62％）に比べ低く整備が遅れている。（R4.3時点）
 - ハード・ソフトの両面から浸水対策に取り組む必要がある。



下水道施設の整備促進と計画的な改築等による生活環境の改善と公共用水域の水質保全

生活排水処理施設の整備促進

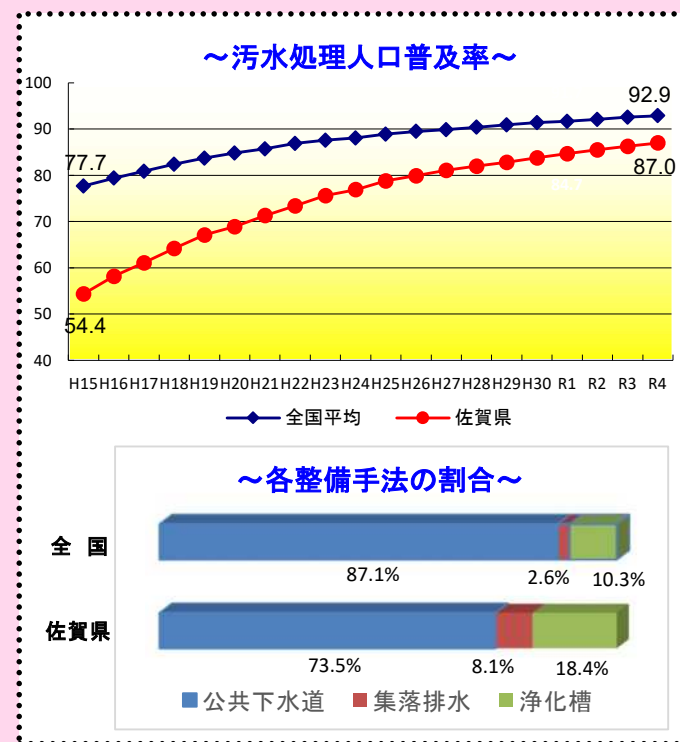
内閣府・財務省

提案事項

生活排水処理施設整備に必要な予算を確保するとともに、普及が遅れている地方に重点的に配分すること。

現状と課題

- 当県の汚水処理人口普及率（87.0％）は、全国平均（92.9％）に比べて低く整備が遅れている。
- 特に、浄化槽区域が全国に比べ割合が高いため、普及率向上が重要である。
- 地域住民の生活環境の改善を図り、地域再生を果たすため、市町が策定した地域再生計画に基づく、生活排水処理施設の整備をより一層促進する必要がある。



生活排水処理施設の整備促進による生活環境の改善と公共用水域の水質保全

合併処理浄化槽の整備促進

財務省・環境省

提案事項

公共浄化槽等整備推進事業及び浄化槽設置整備事業の促進に必要な予算を確保すること。

- ・公共浄化槽等整備推進事業の国費負担率を1/3から1/2へ引き上げること。
- ・浄化槽設置整備事業の基準額（補助限度額）の上限や補助対象内容を見直すこと。

現状と課題

- 当県の汚水処理人口普及率は浄化槽区域で57.0%あり、公共下水道区域で95.5%と比べて著しく普及が遅れている状況。
- 人口減少等社会情勢の変化に伴い、公共下水道区域から浄化槽区域への見直しが必要となり、今後、整備する浄化槽基数が増加することから、必要な予算を確保し、事業を着実に促進することが必要。
- 公共浄化槽の補助事業は公共下水道整備事業に比べ補助率が低く、整備の進捗が伸び悩んでいる。
- 個人が設置する浄化槽の普及率が低い地域においては、高齢者世帯が多く、設置費用や、補助対象外であるトイレの水洗化等の費用が大きな負担となっている。

合併処理浄化槽の整備促進による生活環境の改善と公共用水域の水質保全

農業・漁業集落排水施設の整備促進及び改築・更新

財務省・農林水産省

提案事項

- (1) 漁業集落排水施設整備に必要な予算を確保すること。
- (2) 農業・漁業集落排水施設の老朽化対策について、計画的な改築・更新ができるよう、必要な予算を確保すること。

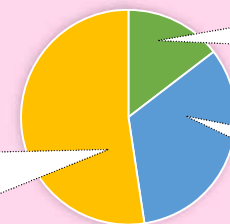
現状と課題

- 漁業集落排水施設整備区について、計画的に整備促進を図る必要がある。(対象地区1地区)
- 当県の農業・漁業集落排水施設は人口減少の影響による使用料の減少が見込まれるなか、処理場80箇所について統廃合を行い、運営の効率化を図っている。
- 農業・漁業集落排水施設は、整備後20年以上経過し、老朽化した施設が増加しており、機能保全計画に基づき、改築・更新が必要。

農排・漁排事業（改築・更新）整備状況(%)

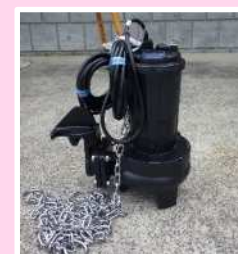
(R5年末)

今後
実施予定
37地区
44.6%



実施済
15地区
18.1%

実施中
31地区
37.3%



流量調整ポンプの更新

農業・漁業集落排水施設の整備促進と計画的な改築等による生活環境の改善と公共用水域の水質保全



教育委員会事務局

SAGA Prefectural Government

きめ細かな指導体制確立のための教職員の定数改善

文部科学省

提案事項

- (1) きめ細かな指導体制を確立するために中学校の少人数学級実現のため学級編制標準を改定し、定数改善を図ること。
- (2) 指導方法工夫改善加配の継続により、教育の質の維持と向上を図ること。
- (3) 養護教諭、栄養教諭及び事務職員配置の算定基準を見直し、定数改善を図ること。
- (4) 安心して出産、育児ができるようにするため育休正規代替を定数として確保すること。

現状と課題

- 中学校においても、きめ細かな指導体制の確立のため、学級編制標準を見直し、定数を改善することは急務である。
- これまで取り組んできたきめ細かな指導体制を継続していくために、引き続き、T・T等の指導方法工夫改善加配の継続・維持が必要である。
- いじめ・不登校対応、感染症対策、食物アレルギー対応、学校の働き方改革など、様々な学校課題へ対応するために、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の専門的な職についても、安定的配置のために定数を改善することは重要だと考える。
- 「教員」を魅力ある職とするためには、産休や育休の補助者を正規職員とし、安心して子育てができる職場環境として整える必要がある。

きめ細かな指導体制の確立により、個に応じた質の高い教育を推進

教員確保のための処遇改善及び大学の定員増

文部科学省

提案事項

- (1) 給特法改正により、勤務実態に応じた教員の給与処遇改善を図ること。また、給特法の改正が実現した場合に見込まれる人件費増に対応できるよう、義務教育費国庫負担金の限度額及び地方交付税交付金の引上げによる財源措置を行うこと。
- (2) 教員をめざす人材を確保するため、教員免許状を取得できる佐賀大学教育学部をはじめ国立大学の教員養成課程の定員増を図り、計画的に教員養成を行うこと。
- (3) 普通交付税の算定基礎である非常勤講師の報酬時間単価について、物価上昇等の社会情勢を考慮し引上げを行い処遇改善を図ること。

現状と課題

- 給特法改正により、教職調整額が令和6年5月13日の中教審特別部会の提言による支給率（4%→10%）となった場合、当県においても人件費が約25億円の大幅増となる見込みであり、地方自治体にとって大きな財政負担となる。
- 現在、義務教育及び県立学校の教員が不足し、臨時的任用職員で補っても定数を確保できない状況にある。その人材確保は喫緊の課題である。更なる大学との連携強化を行いながら、計画的に教員養成を行い、人材確保を図る必要がある。
- 非常勤講師は、常勤講師の不足を補う重要な職だが、平成29年8月以降、普通交付税の算定基礎である報酬時間単価の引上げが行われていないことから、人材確保と処遇改善に向け報酬時間単価の引上げが必要である。

- ・ 教員を目指そうとする志をもった人材の増加
- ・ 専門性の高い教科指導による教育の質の向上と専門性を備えた教員の確保

教員業務支援員配置拡充のための財政支援

文部科学省

提案事項

「学校における働き方改革」を推進し、教員が担う業務の役割分担・適正化を図るために不可欠な教員業務支援員について、一層の配置促進を図るため、補助事業に係る補助割合（現行3分の1）の引き上げを行うこと。

現状と課題

- 当県の教職員の時間外在校等時間の状況は全体的に改善傾向にあるが、長時間勤務となっている教職員も多く存在し、令和4年度の教育職員一人当たりの年間時間外在校等時間は、原則である1年につき360時間を超える状況となっている。
- 超過勤務の大きな要因となっている授業以外の業務について、負担軽減を図るべく、市町に対し、文部科学省の補助制度を活用して教員業務支援員の配置支援を行っている。
- 配置支援に対するニーズは高いが、地方自治体も財政負担が必要となるため、令和5年度に配置できたのは20市町中11市町（55%）、市町立学校239校中94校（約39%）にとどまっている。
- 働き方改革を進める上で必要不可欠な支援スタッフとして制度化されたが、配置は地方自治体の財政状況に左右され、さらなる配置促進は困難な状況である。

児童生徒への指導や教材研究等、教員が教員にしかできない業務に注力できる環境の整備と働き方改革の推進

夜間中学の充実

文部科学省

提案事項

- (1) 生徒の実態に即したきめ細かな対応を実現するため、教職員定数措置を拡充すること。
- (2) 夜間中学設置後の施設・設備の維持管理を含めた様々な負担軽減に対応できるよう財政支援制度を充実すること。

現状と課題

○入学を希望される方の状況

- ・ R6.4月に県立夜間中学「さいしがくしゃ彩志学舎中学校」を開校
- ・ 10歳代から80歳代まで幅広い年齢層が入学を希望
- ・ 不登校経験者や外国籍の方など多様な方々が入学を希望

○入学を希望される方へのきめ細かな対応が困難

- ・ 教職員定数措置は昼間の中学校と同様
- ・ 一人一人に寄り添った対応が困難
- ・ 年齢や国籍に関わらず誰もが安心して学べる教育環境の充実が必要

夜間中学における教育環境の充実

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援

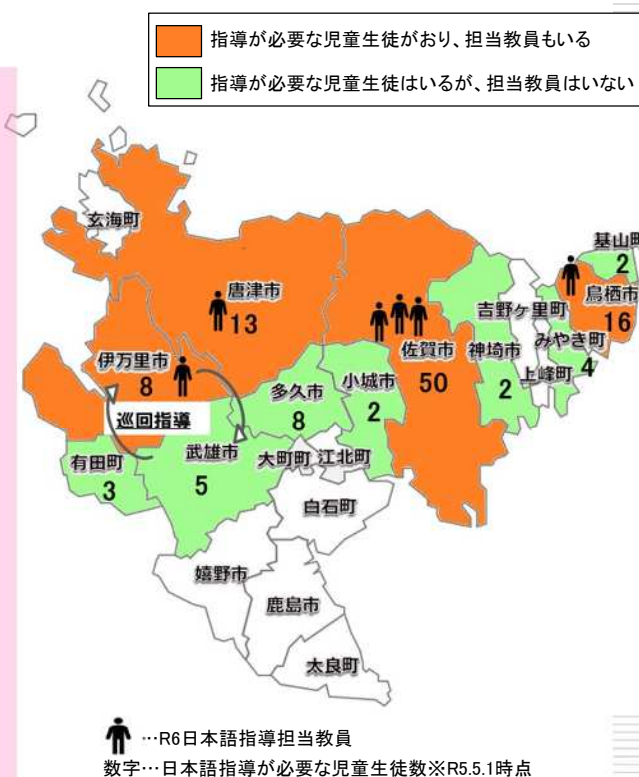
文部科学省

提案事項

- (1) 地域の実情を踏まえた日本語指導担当教員の配置ができるよう定数拡充を図ること。
- (2) 日本語能力評価方法の改善を早期に行うこと。

現状と課題

- 外国人児童生徒は共生社会の一員として日本や地域社会を形成していく存在であり、居住地に関わらず学校で必要な指導を受けることができる体制整備は喫緊の課題である。
- 義務標準法の改正により平成29年度から日本語指導に必要な教員の基礎定数化が図られているものの、都道府県単位での対象児童生徒数が算定基礎となるため、児童生徒が散在する地域では、日本語指導担当教員に係る定数と必要な教員数との間に乖離が生じている。
- 地域の実情を踏まえた日本語指導担当教員を配置できるよう定数を拡充し、適切な教育を実施することが必要である。
- また、日本語指導が必要な児童生徒に対し、適切な指導を行うためには、日本語能力を的確に評価する必要があるが、評価に時間を要することや、評価ツール活用に経験を要するため、適時適切に個に応じた指導につなげていくことが難しい状況である。
- 各学校において活用しやすい評価方法となるよう早期に改善を行う必要がある。



日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

外国語教育の充実のための財政支援

総務省・財務省・文部科学省

提案事項

語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）以外の外国語指導助手（以下：ALT）を配置している地方自治体に対して財政支援を行うこと。

現状と課題

- 小学校を含め、外国語教育の充実のためにはALTの活用が不可欠である。
- ALTを任用するためJETプログラムを活用する自治体は多く、運用を担うコーディネーターは、ALTの配置やサービス管理、研修に係る業務を担っている。このほかコーディネーターは、ALTの住居の手配、住民登録、移動手段の確保など生活全般のサポートを行う必要があり、事務負担は膨大である。そのため、多くの自治体が事務負担軽減のために民間委託などを行っているが、これらの自治体は交付税措置がないため、大きな財政負担となっている。
- 姉妹校提携等の交流に基づくALTの活用に必要な経費は普通交付税措置の対象となっているが、民間委託等については交付税措置の対象外となっている。

- ・ 各自治体の実情に応じた外国語指導助手の配置が促進される。
- ・ 外国語教育や国際理解等の一層の充実が図られる。

英語専科教員及び教科担任制加配教員の運用

文部科学省

提案事項

- (1) 英語専科教員の持ち時間数を教科担任制推進加配と同等の時間数とすること。
- (2) 教科担任制推進加配の優先教科の縛りをなくすこと。また、対象学年についても学校の状況に応じた幅広い運用を可能とすること。

現状と課題

- 英語専科教員の持ち時間数は24時間程度となっているが、専科教員の業務は教室での授業以外に、授業（教材）の準備、学習評価、校務分掌に係る業務、学級担任との連絡、諸会議など多岐にわたっている。令和6年度から複数校兼務の場合は移動時間等も持ち時間数に考慮されることとなったものの、様々な業務を勤務時間内で行うことは依然として厳しい。
- 英語専科教員と教科担任制（英語運用：20時間程度）とのすみわけが難しい。
- 教科担任制については、一定の条件下で対象教科や対象学年の拡充が認められているが、すべての学校で、教科領域を問わず専科指導の充実を図るためには対象教科や対象学年の拡充も現状では不十分である。

学校規模に関わらず教科担任制を推進することができ、専科指導の充実とともに働き方改革の実現が期待できる。

大学等における人権教育の必修化

文部科学省

提案事項

人権教育指導者としての教員養成のため、大学・短期大学において、同和問題をはじめとする様々な人権・同和教育を積極的に実施し、特に大学等における教育職員免許の取得にあっては人権教育に関する単位を必修とすること。

現状と課題

- 子どもたちを取り巻く環境や社会の急激な変化に伴い、子どもたちが抱える人権課題は複雑化・多様化している。
- 部落差別解消推進法の県内教職員の認知度は、ほとんどの教職員が認知しているが、内容まで理解している教職員は50%以下にとどまっている。
- 県では「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」を施行し、人権が尊重される社会づくりを目指して取り組んでいる。
- 差別をなくすために主体的に判断し行動できる児童生徒を育てることが必要。
- 同和問題をはじめとする人権問題について指導する教職員には確かな人権感覚と十分な認識が不可欠。

- ・ 子どもの発達段階に合わせた人権・同和教育の推進
- ・ 子どもたちが抱える人権課題に対するきめ細かな対応

不登校対応等の推進

財務省・文部科学省

提案事項

専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（**SC**）及びスクールソーシャルワーカー（**SSW**）配置への補助率を引き上げること。

なかでも、高等学校の**SC**については、小中学校と同等の補助率となるよう財政支援の拡充を図ること。

現状と課題

- 令和4年度の全国の不登校児童生徒数が過去最多となっている。
- 現在、**SC**及び**SSW**は、全学校に配置できる体制を整えているが、**SC**は概ね2週間のうち1～2日の勤務、**SSW**は週あたり約2時間（小中学校）という状況である。
- 高等学校の**SC**への補助率は小中学校より低く、県の財政負担が大きい。
- 様々な課題を抱える生徒の早期発見・早期対応のためには、**SC**及び**SSW**の配置時間の更なる充実を図る必要がある。

不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題に対する、きめ細かな対応の実現

第三者委員会（いじめ重大事態・自死・学校事故）への財政支援

財務省・文部科学省

提案事項

いじめ重大事態・自死・学校事故が発生した際に設置する調査委員会の第三者性を確保するために必要な経費（委員報酬等）に対する補助等、新たな財政制度の創設に取り組むこと。

現状と課題

- 文科省が定めているガイドラインや指針では、いじめの重大事態や学校事故、自死事案が発生し、保護者等が詳細な調査を希望するなどした場合、学校又は学校の設置者の下に調査委員会を設置し調査を行うよう定めている。
- 調査委員会は、資料の収集や聞き取りなどの調査だけではなく、議事録のまとめ、報告書の作成を行い、また数回から十数回の会議が必要になる。
- より第三者性を確保するために、教育委員会職員が資料の収集や議事録のまとめを行わず、弁護士等の外部委員が行えば、委員報酬が膨大となり、財政規模が小さな市町村ではこのような調査が難しくなることが考えられる。

第三者性が確保されたいじめ重大事態調査等の実現

特別支援学校の教室不足解消に向けた財政支援

財務省・文部科学省

提案事項

- (1) 特別支援学校の教室不足解消に向けた集中取組期間を延長すること。
- (2) 資材・人件費高騰の実情を踏まえた補助単価の設定を行うこと。

現状と課題

- 当県においては、依然特別支援学校の児童生徒数が増加傾向にあるため、国が定める特別支援学校の教室不足解消への集中取組期間が満了する令和6年度以降も、教室不足解消に向けて施設の整備を実施する必要がある。
- また、国庫補助事業の補助単価は継続的に引き上げられているものの、資材・人件費が高止まりしていることから、依然として実勢単価と乖離しており、その差が地方自治体の財政上、大きな負担となっている。

- ・ 特別支援学校の教室不足の解消
- ・ 特別支援学校で学ぶ児童生徒の学習環境の整備

特別支援学校の給食施設整備に係る財政支援

文部科学省

提案事項

学校施設環境改善交付金のうち、学校給食施設整備事業の対象経費として、特別支援学校幼稚部・高等部に係る経費を認めること。

現状と課題

- 特別支援学校における給食施設の整備に対しては、学校給食施設整備事業による国庫補助制度があるものの、同事業における国庫配分の対象は学校施設環境改善交付金交付要綱上、小学部及び中学部の児童生徒に係る部分のみとされている。
- 一方、教室棟等の整備や長寿命化改修については、幼稚部・高等部に係る施設を含めて補助の対象とされている。
- 特別支援学校における給食は、幼児児童生徒が障害による学習上、又は生活上の困難を改善・克服して自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うための教育活動である。給食を通じた教育指導は小学部・中学部のみならず全ての幼児児童生徒に対して行われるものであり、給食施設はこの教育指導を行うために欠かせない学校施設である。

- ・ 給食施設の整備の促進
- ・ 児童生徒の自立・社会参加につながる教育の充実

高校生等への修学支援制度の充実

文部科学省

提案事項

- (1) 就学支援金及び奨学給付金において、対象となる世帯の所得制限を緩和すること。
- (2) 奨学給付金において、給付額の増額を行うこと。

現状と課題

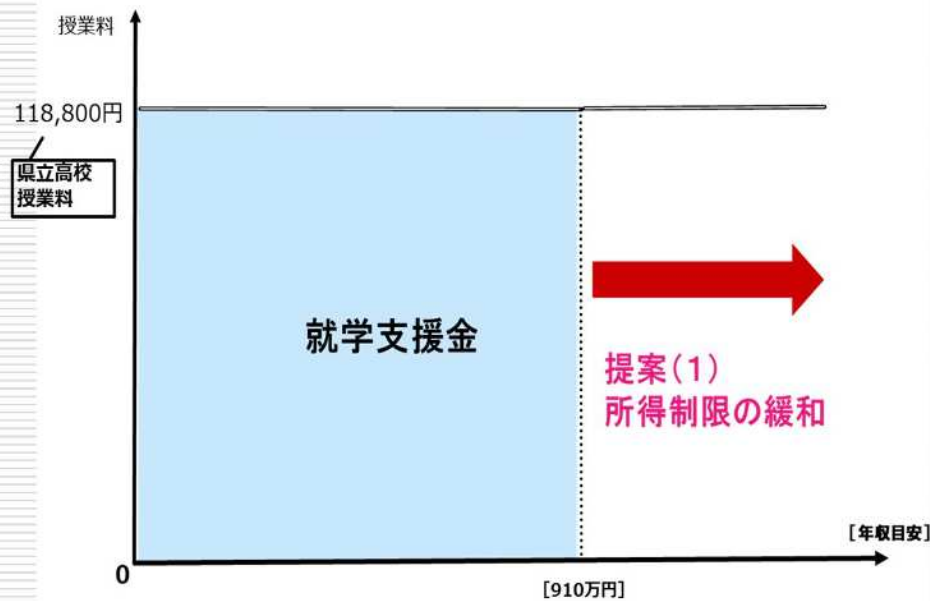
- 国においては、継続的に制度拡充がなされているものの、すべての生徒が希望する進路を選択できるよう、就学支援金及び奨学給付金の所得制限の緩和を行う必要がある。（就学支援金：世帯年収約910万円以下、奨学給付金：住民税非課税世帯のみが対象）
- 教育に係る教材費等が全般的に増加していることから、奨学給付金の単価を見直すことで、必要な支援が十分に行き渡るようにする必要がある。



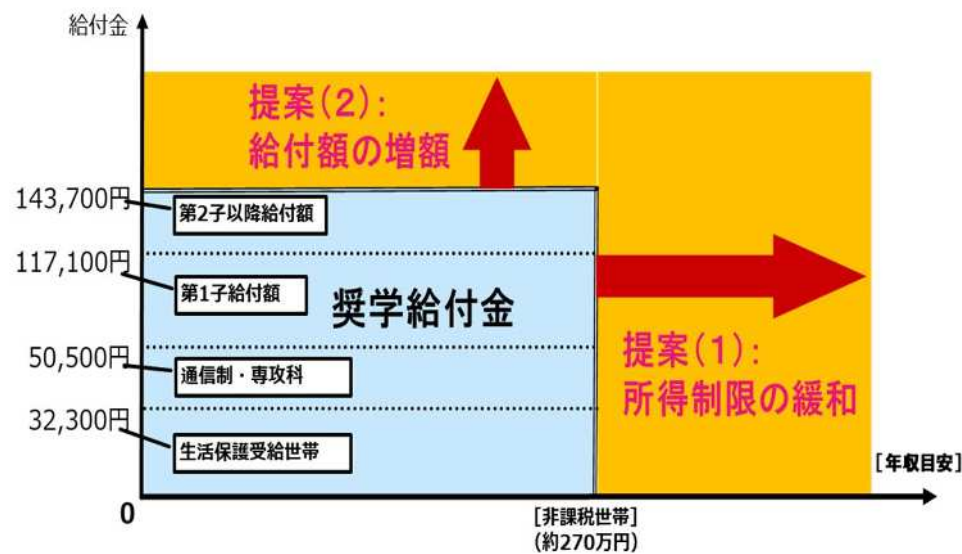
全ての生徒の教育機会の確保

高校生等への修学支援制度

○高校生等への就学支援金制度



○高校生等への奨学給付金制度



市町村による主体的な支援員の配置等について

文部科学省

提案事項

市町村が、所管する公立の小学校・中学校及び義務教育学校に、地域の実情に応じた各種支援員（教員業務支援員、スクールカウンセラー、部活動指導員等）の配置等、支援体制を整備できるようにすること。

現状と課題

- 各種支援員配置等の補助制度は、実施主体が都道府県・指定都市とされ、市町村が行う事業に対し都道府県が補助する事業を対象としている。
- このため、市町村が地域の実情に応じて主体的に各種支援員の配置等を推進しようとした場合、補助制度を十分に活用できていない。



地域の実情に応じた、きめ細かな教育の実現

障害のある児童生徒支援の充実

総務省・文部科学省

提案事項

- (1) 特別支援学級の在籍児童生徒数が増加する中、個々の児童生徒の特性に応じた指導の充実を図るため、学級編制の標準の引下げにより定数改善を行うこと。
- (2) 小・中・義務教育学校における通級による指導を必要とする児童生徒への教育を充実させるため、基礎定数に満たない教室についても、学びの保障及び充実が図られるよう基準の見直し等を行うこと。
- (3) 幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校における特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置を更に拡充すること。
- (4) 小・中・義務教育学校、高等学校における校内支援体制強化のため特別支援教育コーディネーターを専任として配置できるよう加配措置を行うこと。

現状と課題

- 在籍児童生徒数が多い特別支援学級の割合が増加（特に自閉症・情緒障害）
- 基礎定数に満たない通級指導教室の設置・運営に十分に答えられていない
- 障害のある児童生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員の配置人数も増加
- 多くの特別支援教育コーディネーターが学級担任等との兼務

- ・ 個々の児童生徒の特性に応じたきめ細かな指導が困難
- ・ 特別支援学級在籍児童の学びの場の見直し、及び、通常の学級における障害のある児童の教育環境の充実が困難
- ・ 現在の地方交付税措置では必要な特別支援教育支援員の配置が困難
- ・ 全ての教員の特別支援教育の能力向上を図るための校内支援体制強化が困難

障害のある児童生徒の特性に応じたきめ細かな指導の充実、インクルーシブ教育環境の実現

佐賀県内特別支援学級の学級数の推移（単位：学級）

		R元			R2			R3			R4			R5		
		学級数	うち7又は8人学級の割合	7又は8人学級の割合	学級数	うち7又は8人学級の割合	7又は8人学級の割合	学級数	うち7又は8人学級の割合	7又は8人学級の割合	学級数	うち7又は8人学級の割合	7又は8人学級の割合	学級数	うち7又は8人学級の割合	7又は8人学級の割合
小学校	自閉症・情緒障害	279	74	26.5%	317	95	30.0%	363	99	27.3%	407	121	29.7%	427	131	30.68%
	全体	568	98	17.3%	618	124	20.1%	663	140	21.1%	723	161	22.3%	731	177	24.21%
中学校	自閉症・情緒障害	111	14	12.6%	118	29	24.6%	133	34	25.6%	152	42	27.6%	160	43	26.88%
	全体	220	18	8.2%	226	40	17.7%	256	46	18.0%	285	56	19.6%	299	54	18.06%
小・中合計	自閉症・情緒障害	390	88	22.6%	435	124	28.5%	496	133	26.8%	559	163	29.2%	587	174	29.64%
	全体	788	116	14.7%	844	164	19.4%	919	186	20.2%	1,008	217	21.5%	1,030	231	22.43%

佐賀県内の通級指導教室数の推移（単位：教室）

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
小学校	59	59	63	68	69	69	69	70	74
中学校	9	10	13	15	19	19	20	21	24
合計	68	69	76	83	88	88	89	91	98

佐賀県内の特別支援教育支援員の配置人数の推移（単位：人）

学校種	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
幼稚園	19	20	21	17	13	15	7	4	2
小学校	318	333	349	388	406	413	417	436	458
中学校	70	75	89	82	100	99	95	104	117
高等学校	4	4	5	11	12	11	8	9	8
合計	411	432	464	498	531	538	527	553	585
前年度増減	+43	+21	+32	+34	+33	+7	▲11	+26	+32

教育の情報化推進のための環境整備

提案事項

財務省・文部科学省

学校におけるICT環境整備については、国が推進する「GIGAスクール構想の実現」に応じて地方自治体が端末等整備しているが、加えて、今後のGIGA時代・クラウド時代の教育DXの実現に向け、校務支援システムの刷新、通信ネットワークの増強、セキュリティの強化等を実施するにあたり標準仕様や実装モデルの早期提示を行うこと。また、ICT支援員の拡充等も含め、新たな国庫負担制度を創設・拡充するなど国が責任を持って支援の継続かつ拡充を行うこと。

現状と課題

- 国が推進する教育DXを地方自治体の実現するには、クラウド型の校務支援システムへの刷新、通信ネットワークの増強、セキュリティの強化など必要な環境の検討・構築に多くの期間と費用がかかるため、国による標準仕様や実装モデルの早期提示及び予算措置の拡充無しではスムーズに実現できない。
- ICT支援員についても、GIGAスクール運営支援センターによる運用支援体制の構築について限定的な予算措置がされているが、教育DXの実現には国の予算措置により、ICT支援員の更なる配置が必要である。

教育や学校運営のデジタル化等の教育のDX化を確実に推進することにより

- ・誰もがいつでもどこでも誰とでも自分らしく学ぶことができる子ども主体の学びを実現
- ・Society5.0のデジタル社会でたくましく生き抜く子どもの育成

全国高等学校総合体育大会の参加資格緩和

スポーツ庁

提案事項

複数校合同チームが全国高等学校総合体育大会（インターハイ）に安定的・継続的に参加可能となるよう、参加資格緩和を（公財）全国高等学校体育連盟に要請すること。

現状と課題

- 部活動は生徒数減による学校の小規模化や教員の働き方改革など多くの課題を抱えており、地域との連携や複数校合同部活動など、様々な形態での活動へ転換する部活動改革が急務である。
- 令和5年度から、部員不足に伴う複数校合同チームが認められたが、不足校同士の合同しか認められていないため、合同になる相手校がない場合は出場できない場合がある。
- 導入の目的は「学習成果を発表する機会を確保すること」であるが、今の規程ではすべての発表する機会を確保することはできていない。
- インターハイで複数校合同チームが安定的・継続的に参加できる環境が必要であり、参加資格緩和が必要である。

- ・ 多様な形態での活動へ転換する部活動改革の推進
- ・ スポーツにおける生徒の選択肢の拡大
- ・ 持続可能なスポーツ環境の確立

学校給食費に係る保護者負担軽減のための継続的な財政支援

文部科学省

提案事項

現在実施されている、学校給食費に係る保護者負担軽減のための財政支援については、物価高騰の状況を踏まえ、継続的に支援を行うこと。

現状と課題

- 学校給食費に対しては、物価高騰等に直面する保護者の負担軽減が必要になっており、県内はじめ多くの自治体が重点支援地方交付金の活用などにより給食費の一部補助が行われている。
- 長年にわたり賃金の推移がおおむね横ばいとなっている中、物価高騰の長期化が懸念されており、栄養バランスの取れた学校給食を今後も安定的に提供するには、学校設置者への助成制度が欠かせない。

保護者に対して物価高騰の影響を転嫁することなく、栄養バランスの取れた学校給食を安定的・長期的に提供できる。